

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら（妊婦・子供1名、その他2名）が、避難費用、精神的損害及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 申立人X1について

（1）損害項目

避難費用（申立人X2及び同X3の避難先の宿泊費に限る）
自主的避難等に係る精神的損害

（2）期間

ア 上記 について

自 平成23年3月11日
至 平成23年12月末日

イ 上記 について

本件事故発生当初の時期

2 申立人X2について

（1）損害項目

就労不能損害
自主的避難等に係る精神的損害

（2）期間

ア 上記 について

自 平成23年3月11日
至 平成23年8月末日

イ 上記 について

本件事故発生当初の時期

3 申立人X3について

（1）損害項目

自主的避難等に係る精神的損害

（2）期間

自 平成23年3月11日
至 平成23年12月末日

第2 和解の金額

1 申立人X1について

被申立人は、申立人X1に対し、前項の1(1)に掲げる損害項目(同項の1(2)所定の期間に限る。)に対する和解金として、合計64万3470円の支払義務があることを認める。

(内訳)

避難費用(宿泊費)	60万3470円
自主的避難等に係る精神的損害	4万円

2 申立人X2について

被申立人は、申立人X2に対し、前項の2(1)に掲げる損害項目(同項の2(2)所定の期間に限る。)に対する和解金として、合計58万円の支払義務があることを認める。

(内訳)

就労不能損害	54万円
自主的避難等に係る精神的損害	4万円

3 申立人X3について

被申立人は、申立人X3に対し、前項の3(1)に掲げる損害項目(同項の3(2)所定の期間に限る。)に対する和解金として、20万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

被申立人は、申立人らに対し、前項の1乃至3記載の和解金総額142万3470円から既払金76万円を控除した残額である66万3470円を(省略)支払う。(省略)

第4 清算条項

1 申立人X1について

申立人X1及び被申立人は、第1項の1(1)の損害項目(同項の1(2)所定の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、申立人X1と被申立人の間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

2 申立人X2について

申立人X2及び被申立人は、第1項の2(1)の損害項目(同項の2(2)所定の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、申立人X2と被申立人の間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するために、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名捺印又は記名押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子

力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月5日

(仲介委員長 桑野雄一郎、仲介委員 松本佐弥香)